

令和5年度自己情報開示等請求一覧

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
1	R5. 4. 12	医学的意見書及び心理・職能意見書	1	開 示	社会福祉課	医学的意見書及び心理・職能意見書	R5. 4. 18	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
2	R5. 4. 24	戸籍の証明書・身分証明書等の申請書（郵送請求用委任状）	1	開 示	市民課	戸籍の証明書・身分証明書等の申請書（郵送請求用）委任状	R5. 5. 1		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍の証明書・身分証明書等の申請書（郵送請求用）及び委任状に記載の氏名、住所、生年月日、電話番号、印影、請求理由（使いみち）、委任事項の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
3	R5. 5. 8	身体障害者手帳交付等申請書	1	開 示	社会福祉課	身体障害者手帳交付等申請書	R5. 5. 10	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
4	R5. 5. 23	身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）	1	開 示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）	R5. 5. 30		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書に記載の押印された印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示			写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示		1	写しの郵送	
5	R5. 5. 25	車椅子の支給決定にかかわる書類	1	開 示	社会福祉課	車椅子の支給決定に係わる書類	R5. 6. 1		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書に記載の押印された印影は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
6	R5. 7. 10	戸籍謄本等職務上請求書 住民票の写し等職務上請求書	1	開 示	市民課	住民票の写し等職務上請求書 戸籍謄本等職務上請求書	R5. 7. 14		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 住民票の写し等職務上請求書及び戸籍謄本等職務上請求書に記載の氏名、利用目的の内容、業務の種類の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	1	閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示			写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
7	R5. 7. 12	自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）の写し	1	開 示	社会福祉課	自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）の写し	R5. 7. 27		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）中の「医師氏名」及び「押印された印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
8	R5. 8. 24	身体障害者診断書・意見書 (呼吸器機能障害用)	1	開 示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）	R5. 8. 30		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)に記載された「医師の氏名」及び押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示	(2) 法人等に関する情報 身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)に押印された春日部市立医療センターの「印影」は、法人その他の団体に 関する情報であって、開示することにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、同法第78条第1項第3号の不開示情報に該当するため。	1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
9	R5. 8. 30	認定調査票 (H30年度分)	1	開 示	介護福祉課	平成30年度申請分の要介護認定に係る認定調査票	R5. 9. 1	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
10	R5. 8. 31	要介護認定・要支援認定結果通知書 (H30年度～R5年度分)	1	開 示	介護福祉課	平成30年度から令和5年度申請分の要介護認定に係る認定調査及び主治医意見書並びに要介護認定・要支援認定結果通知書	R5. 9. 13		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 主治医意見書に押印された「印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。 (2) 法人に関する情報 要介護認定・要支援認定結果通知書に押印された「印影」は、法人その他の団体に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものであり、同法第78条第1項第3号の不開示情報に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
11	R5. 9. 20	心理・職能意見書	1	開 示	社会福祉課	心理・職能意見書	R5. 9. 28	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
12	R5. 9. 25	戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5. 9. 28	1	開 示	(1)開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、住所、氏名、業務の種類、受任事件又は事務に関する業務の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2)押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又 は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及 び内容	決定日	決 定 の 内 容			開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由		
13	R5. 9. 29	戸籍謄本、住 民票の写し等 職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住民 票の写し等職務 上請求書	R5. 10. 3		開 示	(1) 開示請求者以外の 個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写 し等職務上請求書に記載 の氏名、生年月日、業務 の種類、受任事件又は事 務に関する業務の内容に ついては、開示請求者以 外の個人に関する情報で あって、特定の個人を識 別することができるもの であり、個人情報の保護 に関する法律第78条第 2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部 管理に関する情報であっ て、公にすることによ り、事業を営む個人の権 利利益を害するおそれ があるものであり、個人情 報の保護に関する法律第 78条第3号に該当する ため。	1	閲覧
				訂 正								
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等								
				中 止					不 開 示			写しの郵送
14	R5. 10. 3	戸籍謄本、住 民票の写し等 職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本、住民 票の写し等職務 上請求書	R5. 10. 4		開 示	(1) 開示請求者以外の 個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写 し等職務上請求書に記載 の業務の種類、依頼者の 氏名、依頼者について該 当する具体的事由の一部 の内容については、開示 請求者以外の個人に関する 情報であって、特定の 個人を識別することがで きるものであり、個人情 報の保護に関する法律第 78条第2号に該当する ため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部 管理に関する情報であっ て、公にすることによ り、事業を営む個人の権 利利益を害するおそれ があるものであり、個人情 報の保護に関する法律第 78条第3号に該当する ため。	1	閲覧
				訂 正								
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付
				目的外利用等								
				中 止					不 開 示			写しの郵送

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
15	R5. 10. 10	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5. 10. 12		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍、住所、氏名、生年月日、業務の種類、依頼者について該当する具体的事由の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。	1	閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示			写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
16	R5. 10. 11	判定書、心理、職能意見書	1	開 示	社会福祉課	判定書及び心理・職能意見書	R5. 10. 16	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
17	R5. 10. 16	特定健診結果表	1	開 示	保険年金課	特定健康診査受診票A	R5. 10. 19	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
18	R5. 11. 15	身体障害者診断書意見書	1	開 示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書の写し	R5. 11. 22		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断中の医師の「氏名」及び「押印された印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
19	R5. 11. 20	戸籍等請求書、委任状	1	開 示	市民課	戸籍等請求申請書・委任状	R5. 11. 24		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍等請求申請書及び委任状に記載の住所、氏名、電話番号、用途、委任の目的、委任する権限の一部の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
20	R5. 11. 24	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	R5. 11. 24		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者について該当する事由の一部内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
21	R5. 10. 26	出生情報がわかるもの(幸手市母子健康カード)	1	開 示	健康増進課	出生情報がわかるもの(幸手市母子健康カード)	R5. 11. 6		開 示	【新生児・乳児訪問状況】中の自由記載欄等上記の自由記載欄中の記載は、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
22	R5. 12. 19	・ 戸籍謄本等職務上請求書 ・ 住民票の写し等職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書及び住民票の写し等職務上請求書	R5. 12. 21		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本等職務上請求書及び住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、生年月日、利用目的の内容、業務の種類、依頼者について該当する具体的自由の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
23	R5. 12. 19	・ 戸籍謄本等職務上請求書 ・ 住民票の写し等職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本等職務上請求書及び住民票の写し等職務上請求書	R5. 12. 21		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本等職務上請求書及び住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、利用目的の内容、業務の種類、依頼者について該当する具体的自由の内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報保護に関する法律第78条第2号に該当するため。 (2) 押印された印影事業を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又 は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及 び内容	決定日	決 定 の 内 容			開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由		
24	R6. 1. 31	戸籍謄本・住 民票の写し等 職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住民 票の写し等職務 上請求書	R6. 2. 1		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び住民票の写し等職務上請求書に記載の氏名、生年月日、業務の種類、依頼者について該当する具体的自由の一部内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。	閲 覧	
				訂 正								
				削 除				1	部分開示		1 写しの交付	
				目的外利用等						(2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		
				中 止					不 開 示		写しの郵送	
25	R6. 1. 31	戸籍謄本・住 民票の写し等 職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住民 票の写し等職務 上請求書	R6. 2. 1		開 示	(1) 開示請求者以外の個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書及び住民票の写し等職務上請求書に記載の本籍・住所、氏名、業務の種類、依頼者について該当する具体的自由の一部内容については、開示請求者以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第2号に該当するため。	閲 覧	
				訂 正								
				削 除				1	部分開示		1 写しの交付	
				目的外利用等						(2) 押印された印影 事業を行う上での内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、事業を営む個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第3号に該当するため。		
				中 止					不 開 示		写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は 内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び 内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び 理由			
26	R6. 2. 7	戸籍謄本、住 民票の写し等 職務上請求書	1	開 示	市民課	戸籍謄本・住 民票の写し等職務 上請求書	R6. 2. 14		開 示	(1) 開示請求者以外の 個人に関する情報 戸籍謄本・住民票の写 し等職務上請求書に記 載の本籍・住所、氏名、 生年月日、業務の種類、 依頼者について該当す る具体的事由の一部内 容については、開示請 求者以外の個人に関 する情報であって、特 定の個人を識別するこ とができるものであり、 個人情報の保護に関 する法律第78条第2 号に該当するため。 (2) 押印された印影 事業を行う上での内 部管理に関する情報 であって、公にすること により、事業を営む 個人の権利利益を害す おそれがあるもので あり、個人情報の保 護に関する法律第78 条第3号に該当する ため。		閱 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
			中 止			不 開 示		写しの郵送					
27	R6. 2. 14	事故報告書	1	開 示	介護福祉課	事故報告書（事 業者→幸手市） （第1報、第2 報及び最終報）	R6. 2. 15		開 示	個人の氏名 個人の氏名は、個人 情報の保護に関する 法律第78条第1項第 2号の開示請求者以 外の個人に関する情 報に該当するため公 開しない。		閱 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
			中 止			不 開 示		写しの郵送					

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
28	R6. 3. 8	身体障害者診断書・意見書	1	開 示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書	R6. 3. 8		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断中の医師の「氏名」及び「押印された印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	
29	R6. 3. 19	心理、職能意見書	1	開 示	社会福祉課	心理・職能意見書	R6. 3. 27	1	開 示			閲 覧	
				訂 正									
				削 除					部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	

整理 番号	受付日	記録の名称又は内容		請求内容の区分	担当課	開示等の個所及び内容	決定日	決 定 の 内 容				開示方法	備 考
									決定区分	不開示の部分及び理由			
30	R6. 3. 19	身体障害者診断書・意見書	1	開 示	社会福祉課	身体障害者診断書・意見書の写し	R6. 3. 27		開 示	開示請求者以外の個人に関する情報 身体障害者診断書中の医師の「氏名」及び「押印された印影」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、個人情報保護に関する法律第78条第1項第2号の不開示情報に該当するため。		閲 覧	
				訂 正									
				削 除				1	部分開示		1	写しの交付	
				目的外利用等									
				中 止					不 開 示			写しの郵送	